

与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

収入金額とは・・・ 社会保険料や所得税、住民税などが控除される前の総支給額（非課税分を除く）
 所得金額とは・・・ 給与などの収入金額に応じて必要経費相当額として定められた「給与所得控除額」を収入金額から差し引いた金額。
 収入金額と所得金額の違いは「必要経費を差し引いているかいないか」という点になります。
 よって 「所得金額」＝「収入金額」－「必要経費」となります。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	5,500,000 円	3,960,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)			3,960,000 円

○ 控除額の計算 (a)

判定	☐	132万円以下	(A)	95万円	(d) 区分Ⅰ	
	☐	132万円超 336万円以下		88万円		
	☒	336万円超 489万円以下		68万円		
	☐	489万円超 655万円以下		63万円		
	☐	655万円超 900万円以下		(B)		
	☐	900万円超 950万円以下				
	☐	950万円超 1,000万円以下				(C)
	☐	1,000万円超 2,350万円以下				
	☐	2,350万円超 2,400万円以下				
	☐	2,400万円超 2,450万円以下				
☐	2,450万円超 2,500万円以下	58万円				
		48万円				
		32万円				
		16万円				

(c) 基礎控除の額

860,000 円

※ 「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ)
配偶者の氏名

タナカ ヨウコ

田中 洋子

配偶者の個人番号

2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

配偶者の生年月日

昭・大
平

52 年 11 月 16 日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所

非居住者である配偶者

生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,100,000 円	450,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		450,000 円

(e)

判 定

58万円以下かつ年齢70歳以上
☐ (昭31.1.1以前生)

《老人控除対象配偶者に該当》

58万円以下かつ年齢70歳未満
☒

58万円超95万円以下
☐

95万円超133万円以下
☐

(1)

(2)

(3)

(4)

配偶者控除

配偶者特別控除

区分Ⅱ

2

○ 控除額の計算

(g)

区分Ⅱ

	①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」)								
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

(h)

配偶者控除の額

380,000 円

配偶者特別控除の額

0 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

（フリガナ） 特定親族の氏名		特定親族の個人番号										あなたとの 続柄	特定親族の生年月日 (平15.12生～平19.11生)	あなたと特定親族の住所又は居所が 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額	
1	タナカ ダイキ	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	子	平成 16年12月15日			1,000,000円	410,000円
	田中 大輝																	
2														平成 年 月 日				

○ 控除額の計算 (i)

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与等の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件	☐ あなた自身が特別障害者 (注2)	(右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(イ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者	特別障害者に該当する事実	
	☐ 同一生計配偶者 (注2) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		(フリガナ)	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	男・大昭 平・令		25年 11月 11日	特別障害者に該当する事実
	☐ 扶養親族 (注2) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		タナカ コタロウ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の本年中の あなたとの統合 合計所得金額の見積額		子 0 円	特別障害者に該当する事実
	☒ 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)		田中 虎太郎					特別障害者に該当する事実

◎この申告書の記載

(f) たつては、裏面の説明をお読みください。

(j)

[基・配・特・所控除申告書] 各項目解説（記載が必要になる条件）

名称	解説
給与所得者の基礎控除申告書 (上段左)	本人の所得金額が 2,500 万円以下の場合記入必須 ①あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算※右図「給与所得金額算出表」及び「公的年金等所得金額算出表」参照 ②①で計算した合計額をもとに、「控除額の計算」の表(a)の「判定」欄(b)で該当する□に✓を付け判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」(c)欄へ記載 ③判定結果が A～C までに該当する場合は「区分Ⅰ」(d)に記載
給与所得者の配偶者控除等申告書 (上段右)	配偶者を有しており、配偶者の所得金額が 133 万円以下の場合記入必須 ①配偶者の氏名、生年月日、マイナンバーを記載 ②配偶者の所得見積額を計算※右図「給与所得金額算出表」及び「公的年金等所得金額算出表」参照 ③②で計算した合計額及び生年月日を基に「判定」欄(e)の該当する□に✓を付け①～④までの判定結果を「区分Ⅱ」(f)へ記載 ④「控除額の計算」の表(g)に「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」の結果を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求める ⑤④により求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄(h)へ記載※所得金額が 133 万円超の場合は、必ず(h)に斜線／を引く
給与所得者の特定親族特別控除申告書 (中段)	19 歳以上 23 歳以下(H15.1.2～H19.1.1 生)の親族で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下である人を有する場合記入必須 ①特定親族の所得見積額の計算※右図「給与所得金額算出表」参照 ②①で計算した金額を「控除額の計算」の表(i)に当てはめ対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄(j)へ記載
所得金額調整控除申告書 (下段)	収入金額が 850 万円を超える人で、本人・配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する場合、又は 23 歳未満の扶養親族を有する場合記入必須 ①該当する要件の□に✓を付ける(k) ②扶養親族が 23 歳未満に該当する場合は「扶養親族等」の欄も記載(l)



配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

[給与所得金額算出表] 国税庁 HP より抜粋

給与の収入金額	円	A
給与の収入金額 A	給与所得の金額	
1円以上 650,999円以下	0 円	
651,000円以上 1,899,999円以下	A - 650,000 円	
1,900,000円以上 3,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B 円	B × 28 - 80,000 円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B 円	B × 32 - 440,000 円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(A) × 90% - 1,100,000 円	
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000 円	

[公的年金等所得金額算出表]

① 65 歳以上

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	A × 25% + 27万5,000円	A × 25% + 17万5,000円	A × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	A × 15% + 68万5,000円	A × 15% + 58万5,000円	A × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	A × 5% + 145万5,000円	A × 5% + 135万5,000円	A × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65 歳未満

公的年金等の収入金額 A	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	A × 25% + 27万5,000円	A × 25% + 17万5,000円	A × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	A × 15% + 68万5,000円	A × 15% + 58万5,000円	A × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	A × 5% + 145万5,000円	A × 5% + 135万5,000円	A × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円